

学校運営協議会とは・・・

【経緯】

文部科学省は、

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指している
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 H29年施行)

浜松市は、法律に基づき

浜松市学校運営協議会規則を制定 R2年施行

【構成】

- ・各学校に学校運営協議会を設置
- ・委員は10人以内
(地域住民、保護者、学校運営に資する活動する人、校長が適当と認めた人)

<参考>

学校運営協議会を設置した学校を

コミュニティ・スクール (略して**CS**) と言います!

伊佐見小だけじゃない
全国的な動き

教育委員会から任命
⇒特別職の地方公務員
任期は3年 (max 6年)

【目的】

- ・ 児童、地域の**現状**、学校の**課題**を捉え
⇒ **特色ある学校づくりを推進**
- ・ **市民協働による人づくり**に資することを理念
⇒ **保護者、地域住民の学校運営への参画を促進**

学校運営の改善、
児童の教育活動の充実を
図ることが目的

【役割】

次について**協議を行う**

- ・ 学校の**運営**に関すること
- ・ 学校の運営への**必要な支援**に関すること
- ・ 児童の**健全育成**に関すること

学校運営等を協議
⇒年4回程度の会議
地域住民等に情報提供

協議の結果について地域住民等の理解を促す & 積極的に提供

【マストミッション】

- ・ 校長は、学校経営の**基本的な方針**を作成し、協議会の**承認**を得なければならない
- ・ 協議会は、毎年、**学校の運営状況を評価**しなければならない
- ・ 協議会は、毎年、**協議会の取組を評価**しなければならない

毎年度
この3点は必ず実施

学校と保護者・地域住民等が連携し、
より良い学校にするために、色々考える
(ブレインであり、実行部隊ではない)

＜参考＞協議会ができること

- ・教育委員会&学校に、「学校運営について」意見できる
- ・教育委員会に、「学校職員の採用について」意見できる